

第53号議案

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定める。

平成24年6月8日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

祝日にデイサービスセンターを開館するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成7年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項第2号を削り、同項第3号中「(前号に掲げる日を除く。)」を削り、
同号を同項第2号とする。

第10条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

参 照

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

祝日にデイサービスセンターを開館するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日を除く。）を開館日とする。
(第2条の2関係)

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成24年7月1日